

ヘルパーステーション ブレス南花田 ご利用料金

介護予防訪問介護

介護保険事業所番号 2770101638

基本料金		要支援区分	1月あたりの介護報酬（単位）				介護保険適用時の1月あたりの自己負担額（地域区分10.70円）単位：円			
(Ⅰ) 週1回程度のご利用		要支援1	1,168 単位				1割	1,250	2割	2,500
(Ⅱ) 週2回程度のご利用		要支援2	2,335 単位				1割	2,498	2割	4,997
(Ⅲ) (Ⅱ) を超えるご利用		要支援2	3,704 単位				1割	3,963	2割	7,927
同一建物減算		ケアハウスにご入居されている方のみ10%割引になります。								
加算料金		1回あたりの介護報酬	介護保険適用時の1月あたりの自己負担額（地域区分10.70円）単位：円							
基本加算	サービス提供責任者 初回（同行）加算	200 単位	1割	214	2割	428	初回訪問月に訪問又は同行訪問を行った場合に加算されます。			
	介護職員処遇改善加算Ⅰ	基本料金および加算合計の137/1000								

訪問介護

身体介護	1回あたりの介護報酬 特定事業所加算Ⅱ 100分の10含む	1回あたりの自己負担額 地域区分単価10.7含む 単位：円			
身体1（20分～30分未満）	273 単位	1割	292	2割	584
身体2（30分～1時間未満）	433 単位	1割	464	2割	927
身体3（1時間～）	633 単位	1割	677	2割	1,354
1時間以上（30分ごと）	91 単位	1割	98	2割	195
生活援助	1回あたりの介護報酬 特定事業所加算Ⅱ 100分の10含む	1回あたりの自己負担額 地域区分単価10.7含む 単位：円			
生活2（20分～45分未満）	199 単位	1割	213	2割	426
生活3（45分以上）	245 単位	1割	262	2割	525
身体介護を行った後、生活援助を行う場合		1回あたりの介護報酬 特定事業所加算Ⅱ含む	1回あたりの自己負担額 地域区分単価10.7含む 単位：円		
身体1生活1（身体20～30分未満の後、生活援助20～45分）	345 単位	1割	370	2割	739
身体1生活2（身体20～30分未満の後、生活援助45～60分）	418 単位	1割	447	2割	895
身体2生活1（身体30～60分未満の後、生活援助20～45分）	506 単位	1割	541	2割	1,083
身体2生活2（身体30～60分未満の後、生活援助45～60分）	579 単位	1割	619	2割	1,238
身体3生活1（身体60～90分未満の後、生活援助20～45分）	705 単位	1割	754	2割	1,509
身体3生活2（身体60～90分未満の後、生活援助45～60分）	778 単位	1割	832	2割	1,664

加算料金		1回あたりの介護報酬	介護保険適用時の1回あたりの自己負担額				内容
基本加算	特定事業所加算Ⅱ	所定単位数の100分の10	左記の10分の1				法令で定める基準を満たしている為、全員の方に加算されます。
	介護職員処遇改善加算Ⅰ	基本料金および各加算合計の137/1000					
減算	同一建物減算	所定単位数の100分の10	左記の10分の1 単位：円				ケアハウスにご入居されている方のみ
別途加算	サービス提供責任者 緊急訪問加算	100 単位	1割	107	2割	214	居宅サービス計画以外に緊急に訪問した場合に加算されます。
	サービス提供責任者 初回（同行）加算	200 単位	1割	214	2割	428	初回訪問月に訪問又は同行訪問を行った場合に加算されます。

□割増料金（基本単位に対して）

区分	時間帯	割増料金率
早朝	（午前 6時～午前 8時）	基本料金の25%増し
夜間	（午後 6時～午後10時）	基本料金の25%増し
深夜	（午後10時～午前 6時）	基本料金の50%増し

※介護予防については、1月あたりの料金ですので、時間割増等はありません。

☆やむをえない事情で、かつご利用者様の同意を得たうえで、2人訪問した場合は、2人分の料金となります。

☆上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、ご利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。